

【件名】産婦健康診査・1か月児健康診査事業の実施について

【要旨】令和8年10月より都内共通受診票方式で実施予定の産婦健康診査・1か月児健康診査事業について、次のとおり報告する。

1 目的

出産後間もない時期の産婦・乳幼児に対し、新たに健康診査を実施することにより、疾病及び異常を早期に発見すると共に、産後うつ等の予防等を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 制度の概要

産婦健康診査・1か月児健康診査について、令和8年10月より都内共通受診票方式により実施する。また、受診票の利用が難しい里帰り等の産婦および乳幼児に対しては、償還払いにより費用の助成を行う。

3 実施内容

(1) 産婦健康診査

①補助の対象となる健康診査

令和8年10月1日以降に受診した産婦健康診査

②助成回数・単価

2回まで 単価5,000円

③対象者

出産日から2か月目以内の産婦

④助成開始時期

令和8年10月

⑤受診方法

妊娠届出時、母子手帳と合わせて受診票を交付し、受診期間において産婦が自ら医療機関を受診する。

⑥支払方法

医療機関窓口で受診票を提示することにより、原則自己負担無しで受診を可能とする。なお、里帰り等で都内医療機関において受診が出来ない場合は、後日、区窓口で申請を行うことにより、償還払いを可能とする。

(2) 1か月児健康診査

①補助の対象となる健康診査

令和8年10月1日以降に受診した1か月児健康診査

②助成回数・単価

1回 単価6,000円

③対象者

出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

④助成開始時期

令和8年10月

⑤受診方法

妊娠届出時、母子手帳と合わせて受診票を交付し、受診期間において保護者が乳児を連れて医療機関を受診する。

⑥支払方法

医療機関窓口で受診票を提示することにより、原則自己負担無しで受診を可能とする。なお、里帰り等で都内医療機関において受診が出来ない場合は、後日、区窓口で申請を行うことにより、償還払いを可能とする。

4 今後のスケジュール

令和8年 4月 産婦健康診査・1か月児健康診査助成制度の周知開始

産婦健康診査・1か月児健康診査受診票の交付開始

10月 産婦健康診査・1か月児健康診査助成の開始

5 その他

本事務をはじめとする医療機関等に委託して実施している妊産婦・乳幼児健康診査事務については、令和8年度より地域支えあい推進部に移管する。